

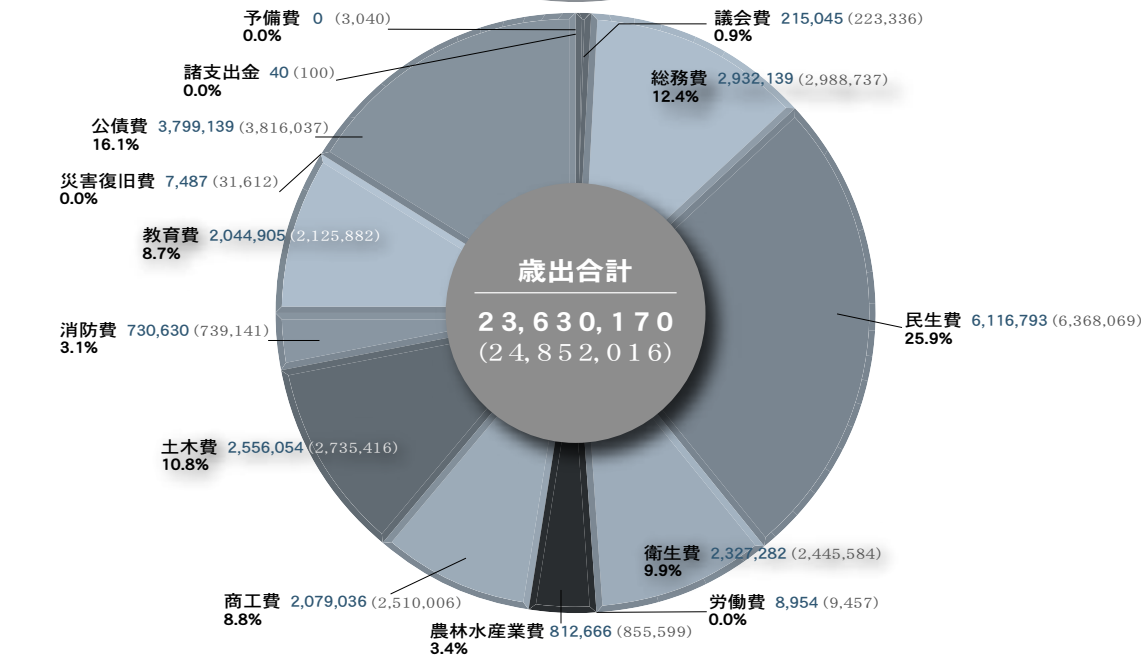
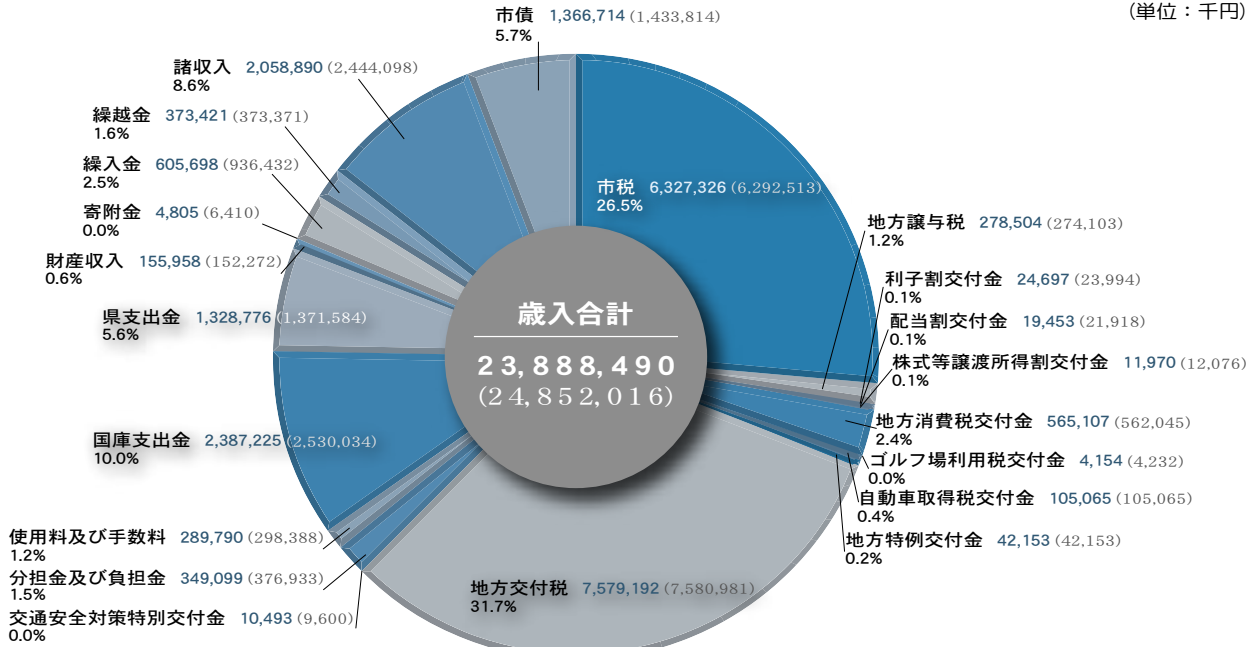
決算の概況

皆さんが納める税金や国・県からの補助金は、私たちの生活をよりよくするためにさまざまな形で使われています。これらがどれくらい納められ、どのように使われているのかを知っていただくために、毎年市報で決算と予算の執行状況をお知らせしています。

(単位：千円)

()：予算額
%：全体に対する割合

一般会計



一般会計

新市3年目の平成19年度において、合併関連経費は昨年と同様に、県の合併支援交付金を積極的に活用し、また大型事業については合併特例債を充当して事業執行を行いました。

また、厳しい財政状況の中ではありますが、第10次倉吉市総合計画の重点課題である「若者の定住化促進」の5重点施策についても、考慮しながら事業を執行しました。

決算額は、歳入総額238億8,849万円、歳出総額236億3,017万円になり、歳入歳出差引は2億5,832万円、また翌年度繰越額は2億8,127万円となりました。

決算した主な普通建設事業は、交通結節点改善事業2億5,350万円、駅周辺まちづくり整備事業2億5,269万円、小鴨小学校屋内運動場改築事業2億5,310万円などです。

特別会計

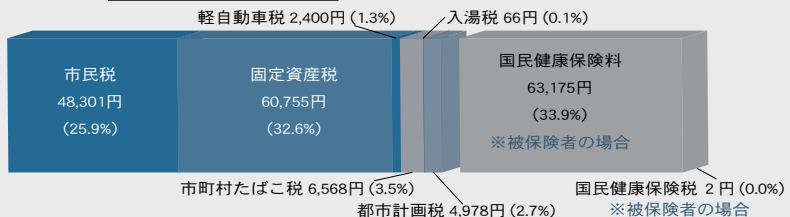
国民健康保険事業

歳入総額は56億7,879万円、歳出総額は56億7,601万円であり、歳入歳出差引は278万円となりました。

歳入では、保険料および保険税12億8,984万

市民一人当たりの負担額

*平成20年3月31日現在、人口51,703人(国保被保険者数 20,806人)で計算
123,068円(国民健康保険被保険者は、186,245円)



特別会計

(単位：千円)

会計名	予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	5,874,926	5,678,793	5,676,010
介護保険事業	4,122,160	4,084,640	4,056,504
老人保健事業	5,838,914	5,838,910	5,838,910
簡易水道事業	235,862	231,653	231,653
温泉配湯事業	9,359	9,101	8,809
住宅資金貸付事業	108,675	105,746	68,608
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業	4,272	4,261	4,261
土地取得事業	160,091	148,659	148,659
上井羽合線沿道土地地区画整理事業	403,278	368,061	332,887
下水道事業	3,657,434	3,613,516	3,612,748
駐車場事業	33,571	33,105	33,105
集落排水事業	730,924	721,462	721,462
国民宿舍事業	98,462	98,285	98,285
高城財産区	10,547	9,802	9,163
小鴨財産区	1,236	1,236	910
北谷財産区	158	158	
上北条財産区	29,435	29,296	1,106

企業会計

<水道事業>

(単位：千円)

	予算額	決算額	予算額	決算額
収益的収入	953,945	953,392	資本的収入	20,378
収益的支出	926,710	897,703	資本的支出	421,022

都市計画税の充当割合

(単位：千円)

項目	決算額
街路費	576,062
下水道費	409,742
土地地区画整理費	252,687
公債費	2,488,224
合計	3,726,715
特定財源	2,503,673
都市計画税A	254,443
一般財源などB	968,599
合計	3,726,715
充当割合	$A/(A+B) \times 100$
	20.8

*都市計画税は、都市計画事業または土地地区画整理事業に必要な費用に充てるため、都市計画区域のうち、用途地域内に所在する土地および家屋に課す税金です。

入湯税の充当区分

(単位：千円)

項目	決算額	充当額
環境衛生施設の整備	26,193	
消防施設などの整備	9,219	
観光振興	26,718	3,447
合計	62,130	3,447

(うち入湯税の充当事業)

観光PR業務委託料	3,383	1,727
関金温泉まつり開催費補助金	1,000	1,000
とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会負担金	930	500
御幸行列保存会補助金ほか	220	220

*入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する税金です。

▶改築された小鴨小学校屋内運動場



介護保険事業

円、国庫支出金16億6,477万円、一般会計繰入金2億4,481万円、歳出では、保険給付費35億8,917万円、老人保健拠出金8億9,593万円が主なものです。

歳入総額は40億8,464万円、歳出総額は40億5,650万円であり、歳入歳出差引は2,814万円となりました。

歳入では、介護保険料7億1,680万円、国庫支

上井羽合線沿道土地地区画整理事業

円、国庫支出金9億6,351万円、県支出金5億6,456万円、支払基金交付金11億6,246万円、一般会計繰入金5億2,352万円、歳出では、保険給付費37億4,258万円が主なものです。

歳入総額は3億6,806万円、歳出総額は3億3,289万円であり、歳入歳出差引は3,517万円、また翌年度繰越額は6,120万円となりました。

下水道事業

円、国庫支出金4,959万円、市債1億8,080万円、繰越金2,530万円、歳出では、物件移転等補償費1億7,001万円、工事請負費1億391万円が主なものです。

歳入総額は36億1,352万円、歳出総額は36億1,275万円であり、歳入歳出差引は77万円、また翌年度繰越額は1,117万円となりました。

歳入では、事業費負担金8,

集落排水事業

円、国庫支出金777万円、使用料及び手数料8億719万円、国庫支出金7,500万円、一般会計繰入金11億7,713万円、市債13億7,110万円、歳出では、管渠築造などの工事請負費3億3,704万円、流域下水道維持管理負担金4億2,400万円、公債費25億860万円が主なものです。

歳入総額、歳出総額とも7億2,146万円となりました。

◎そのほか特別会計についても、順調に運営しています。

※問合せ先…財政課(☎221-8163/☎221-1087)

上半期予算執行概況

小鴨小学校プール改築・グラウンド整備／倉吉駅周辺まちづくりなどが主要事業

歳入47.2%、歳出39.8%を執行

一般会計

平成20年度の当初予算概要として、歳入では市税収入が

6.5億円で、関金地区不均一課税の廃止や宅地の負担調整の増などにより固定資産税は増えたものの、法人市民税については減少しています。

普通交付税は、枠内に新たに「地方再生対策費」を設け、

本市においては2億600万円の増となったものの、倉吉パークスクエアの公債費に算入される基準財政需要額など

の影響で、前年度決算とほぼ同額の67億5,000万円となりました。

特別交付税は合併支援措置が前年度で終了したため6,600万円の減となりました。

歳出においては、歳出の抑制を図り、持続可能な行財政基盤を確立するため、新規事業（普通建設事業を含みます）で不急のものは先送りし、既存事業についても改廃などの行財政改革の一層の推進を図っています。

特別会計

いずれの特別会計も事業の効率化と合わせて、収支の均衡を考慮しながら執行していきます。

一般会計予算執行状況(4月～9月)

〈歳入〉			〈歳出〉				
	予算額	収入済額	収入割合(%)		予算額	支出済額	支出割合(%)
市税	6,486,329	4,224,123	(65.1)	議会費	222,884	100,121	(44.9)
地方譲与税	272,472	78,795	(28.9)	総務費	2,293,669	927,102	(40.4)
利子割交付金	33,523	11,155	(33.3)	民生費	6,331,203	2,493,075	(39.4)
配当割交付金	22,207	4,092	(18.4)	衛生費	2,963,971	1,072,984	(36.2)
株式等譲渡所得割交付金	12,076	0	(0.0)	労働費	8,986	3,786	(42.1)
地方消費税交付金	556,098	330,135	(59.4)	農林水産業費	886,465	122,080	(13.8)
ゴルフ場利用税交付金	4,201	1,673	(39.8)	商工費	2,100,226	1,368,600	(65.2)
自動車取得税交付金	101,762	20,098	(19.8)	土木費	2,246,679	239,976	(10.7)
地方特例交付金	59,012	61,997	(105.1)	消防費	735,733	346,689	(47.1)
地方交付税	7,475,000	5,175,658	(69.2)	教育費	2,337,741	967,422	(41.4)
交通安全対策特別交付金	9,600	4,853	(50.6)	災害復旧費	24,000	0	(0.0)
分担金及び負担金	362,906	153,933	(42.4)	公債費	3,883,013	1,875,726	(48.3)
使用料及び手数料	291,223	126,053	(43.3)	諸支出金	100	10	(10.0)
国庫支出金	2,093,886	550,194	(26.3)	予備費	5,000	0	(0.0)
県支出金	1,383,152	196,912	(14.2)	〈歳出合計〉	24,039,670	9,517,571	(39.6)
財産収入	29,962	33,917	(113.2)	繰越明許費	289,369	169,629	(58.6)
寄附金	1,750	2,646	(151.2)	〈再計〉	24,329,039	9,687,200	(39.8)
繰入金	700,908	1,051	(0.1)				
繰越金	50,000	130,588	(261.2)				
諸収入	2,649,991	251,158	(9.5)				
市債	1,443,612	0	(0.0)				
〈歳入合計〉	24,039,670	11,359,031	(47.3)				
繰越明許費	289,369	127,732	(44.1)				
〈再計〉	24,329,039	11,486,763	(47.2)				

特別会計予算執行状況(4月～9月)

会計名	予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	5,606,715	1,838,773	2,357,388
介護保険事業	4,262,458	1,652,665	1,657,364
老人保健事業	595,679	472,670	507,854
後期高齢者医療事業	574,078	179,873	169,485
簡易水道事業	220,694	36,944	79,624
温泉配湯事業	9,540	3,384	833
住宅資金貸付事業	89,754	65,923	35,096
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業	3,523	1,689	1,757
土地取得事業	26,000	0	0
上井羽合線沿道土地地区画整理事業	91,337	0	29,937
〃(繰越)	61,200	35,174	51,832
下水道事業	4,655,126	1,282,096	2,375,726
〃(繰越)	13,175	3,267	5,200
駐車場事業	31,824	11,798	15,075
集落排水事業	602,798	49,691	304,307
国民宿舎事業	74,675	10,232	31,666
高城財産区	10,074	2,575	657
小鴨財産区	2,038	326	21
北谷財産区	158	158	0
上北条財産区	28,572	28,320	1,051

《税務課からのお知らせ》

確定申告など、各種申告の時期になります。早めに済ませましょう。

※問合せ先：税務課(☎22-8114/☎22-1087)

■確定申告・市県民税の申告について

平成20年分の申告相談の受付は次のとおりです。早めの準備をお願いします。

申告の種類	期 間	受付時間	と ころ	
還付申告	1月 5日(月) } 2月13日(金)	午前9時 } 午後4時	倉吉税務署(※市役所税務課では受け付けません)	
確定申告・市県民税申告	2月16日(月) } 3月16日(月)		倉吉体育文化会館(※市役所税務課・税務署では受け付けません)	
	2月25日(水)		対象地区 山守地区、泰久寺 南谷地区(泰久寺、安歩以外) 矢送地区、安歩	関金総合文化センター 大会議室(2階)
	2月26日(木)			
	2月27日(金)			

※土・日、祝日は除きます。

申告研修会について

農業所得・営業所得などのある人を対象に、収支内訳書の作成方法を中心とした、申告研修会を行います。

と き：1月30日(金)午後6時～8時

と ころ：関金総合文化センター 大会議室(2階)

■固定資産税償却資産の申告書の提出は2月2日(月)までに！

平成21年度の償却資産の申告時期になりました。

賦課期日(平成21年1月1日)現在、事業で使用されている資産を持っている人は、償却資産の申告が必要です。申告書の提出期限は2月2日(月)です。申告書などの書類の必要な場合は連絡してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業で使用さ

れている資産です。

例：アパートや駐車場のアスファルト舗装や店舗の内装などの構築物、作業用の機械や装置、大型特殊自動車、事務机やパソコンなどの器具および備品申告についてのご相談は、市役所税務課で受け付けますのでお気軽においでください。

《灯油購入費等助成金を支給します》

緊急経済対策事業として灯油購入費等の一部を助成します。

※問合せ先：各担当課にお問い合わせください。

平成21年1月1日を基準日として、1世帯につき4,000円を1回に限り支給します。

【対象世帯】

- ①生活保護世帯(長期入院や施設入所などの場合は除きます)
- ②児童扶養手当受給者世帯(全額支給停止の世帯は除きます)
- ③障害児福祉手当受給者世帯
- ④特別障害者手当受給者世帯
- ⑤特別児童扶養手当受給者世帯
- ⑥父子世帯(取り扱いは、児童扶養手当受給者世帯に準じます)

※重複して助成金は支給されません。また、①から④の世帯には支払いの時期になりましたら支給通知を郵送しますので、助成金を受け取るための手続きは必要ありません。

⑤⑥の世帯については、請求が必要となります。

【請求方法】

⑤特別児童扶養手当受給者世帯：助成金請求書などを

事前に郵送しますので、必要事項を記入・印鑑を押印のうえ返送してください。

必要なもの：灯油購入費等助成金請求書・請求者名義の通帳(ゆうちょ銀行以外の金融機関のもの)

⑥父子世帯：児童扶養手当受給者世帯に準じた所得制限があります。子ども家庭課窓口で手続きをしてください。

必要なもの：灯油購入費等助成金請求書・印鑑・請求者名義の通帳(ゆうちょ銀行以外の金融機関のもの)・父と子の戸籍謄本(本籍地が倉吉市以外の場合)・平成19年中所得・課税証明書(平成20年1月1日時点で倉吉市に住民登録がない場合)

【請求期限】 1月30日(金)

※申請・問合せ先

<①生活保護世帯、③障害児福祉手当受給者世帯、④特別障害者手当受給者世帯>福祉課(☎22-8199/☎22-7020)

<②児童扶養手当受給者世帯、⑤特別児童扶養手当受給者世帯、⑥父子世帯>子ども家庭課(☎22-8220/☎22-7020)